



吉澤義則 編

未刊國文古註釋大系

第一卷

清
文
堂

未刊国文古註釈大系（全十八卷）第一卷

昭和十三年六月二十日 初版発行
昭和四十三年十月五日 複刻版発行

編纂者 吉 澤 義 則

発行者 前 田 勝 雄

製版者 京都市下京区柳馬場四条通下

光綾写真製版株式会社
能 登 英 夫

印刷者 京都市南区東九条南石田町一

朝陽堂印刷株式会社
高 橋 清 二

製本者 大阪市天王寺区勝山通一ノ一〇

倉橋製本株式会社
倉 橋 重 男

発行所 大阪市南区二ツ井戸町十五
清文堂出版株式会社

振替 大阪六二三八
電話 四六二六五（代）
郵便番号 五四二

未刊國文古註釋大系 全十八卷 目次

第一卷

萬葉集新考

第四卷

古今集註

第二卷

萬葉集殘考

第五卷

古今秘註抄

第三卷

萬葉緯

第六卷

萬葉集名物考

萬葉動植考

萬葉草木考

後撰和歌集增抄

拾遺和歌集增抄

新古今私抄

拾遺集抄註

拾遺抄物

後拾遺抄注

後拾遺集存疑

金葉集存疑

詞花集存疑

千載集存疑

第八卷

百首要解

堀河百首校註

伊勢物語審註

伊勢物語難語考

伊勢物語直解

勢語諸註參解

伊勢物語髓腦

第七卷

拾遺愚草抄出聞書

拾遺愚草抄書

月清集攷

新撰六帖考

長秋詠藻備攷

嘉喜門院御歌卷證註

第九卷

伊勢物語嬰兒抄

伊勢物語昨非抄

竹取物語抄補註

竹取物語伊在々米言

大和物語系図

大和物語別勘

大和物語追考

大和物語纂註

大和物語管窺抄

第十卷

異本紫明抄

紫明抄

第十一卷

源氏物語釈

原中最秘鈔

源氏物語古註

第十二卷

源氏一滴集

種玉篇次抄

源氏物語不審抄出

花屋抄

源氏物語蜀山鈔

源氏物語ひとりごち

古事記註裏書

古事記謡歌註

日本書記集説裏書

日本紀神代卷独見

日本紀和歌註

日本紀和歌抄

日本紀歌詞師説

第十三卷

土佐日記講註

蜻蛉日記紀行解

かけろふの日記解環補遺

紫式部日記解

枕草子存疑

第十五卷

古今著聞集私記

宇治拾遺物語私記

癸心集攷

平家物語集解

平家物語標註

第十四卷

大鏡抄

大鏡抄系譜

増鏡攷

義經記大全

古事談攷證

古事談私見

十訓抄典故攷

十訓抄私記

第十六卷

徒然草拾遺抄

第十七卷

俳諧七部集通旨

秘註俳諧七部集

芭蕉癸句集説

第十八卷

笈の底

萬葉集新考

一五冊

安藤野雁著

萬葉集新考開題

本書は、安藤野雁畢世の著作である。

本書は二十六冊で、萬葉集卷一から卷十三までの歌の註釋である。別に總論として首卷が添うてゐて、契沖の代匠記の所説を多く拔書してゐる。

佐佐木信綱博士の説の通り、歌人らしい直覺的な卓見が見えてゐるが註釋としては甚だ粗雑なものである。伊能顥則も、野雁は詠歌にすぐれてゐるから、萬葉の歌の解釋が生きてゐると評した由であるが、當然な評語である。又歌人の註釋書中香川景樹の萬葉集拙解や、熊谷直好の萬葉集抄釋とは違つて、全部の歌の註釋である點に價值が認められる。

本書は佐佐木博士の所藏せられる一本の序に安政四年に清書した由が見えるので、同年に成立したものであらう。併し野雁は窮乏の間にもこの新考の筆を絶たず、紙代にも事缺く時は麻積一の家で書物を讀んでいさゝかの金子を得たり、猿渡氏の許を訪うて借金をしたりして完成にとめた。而して晩年に身を寄せた武藏國大里郡胃山村根岸武香の家に第二十六冊迄をとめてゐることから見ると、萬葉集全卷の註釋を志して卷十三にして未完に終つたのかと思ふと同情に堪へない。

本書は佐佐木博士は、第一冊から第十二冊迄と、第二十四冊から第二十六冊迄の十五冊を所藏してゐられる。これは清書本で、所々改訂されてゐる。又別に板下本三冊を藏してゐられる。これには慶應元年十一月

根岸信輔、志邨緯の兩序文がある。志邨の序文に「萬葉新考恐一生之苦心徒充蠹食乃與同志相謀壽梓傳世」とあり、第三冊の終には野雁が「いでやこの新考の書こそいかで世にあらはれなむことをとは水垣の久しき時より根ざしし思草なりしを人々の相はかりごちてさくらのいたにうつされぬるよろこびいふばかりありなむや」と認めてゐる。併しこの上梓の業もならず、板下本作製に止つたらしい。其の他草稿本ともいふべきものは佐佐木博士の手許にもあり、無窮會神習文庫にも、卷第一、一ノ上の二自筆本があり、帝國圖書館にある胃山文庫には二の卷が保管されてゐる。佐佐木博士所藏本も、もと胃山根岸家より譲り受けられたものの由である。岡山の正宗敦夫氏はこの副本を藏してゐられる。併し何れも第十三冊より第二十三冊迄の十一を闕いてゐることは残念である。本大系は佐佐木博士所藏清書本を底本とし、他本を出來得る限り参照したものである。

安藤野雁は奥州半田銀山の小吏の子で、文化七年に生れ、通稱を謙次後、刀禰と稱した。江戸に出て、塙忠實の塾に在り、八丁堀町同心某の養子となつたが、やがて離縁となり、又塙の塾に復つた。後、諸國を放浪したが、晩年寄寓した武藏胃山の根岸武香の家で、慶應三年三月二十四日、享年五十八を以て歿した。熊谷町熊谷寺に葬つてある。其の性不羈質直、常に弊衣を纏ひ繩を帶とし、雨中も草履をはいて江戸市中を雨に濡れつゝ行くといふ如き、奇行・逸事は少くない。平素最も酒を嗜んだ。萬葉集新考以外の著書には、歌集の野雁集一卷、刀禰記一卷、文集一卷等がある。

萬葉集新考一之卷

安藤野雁撰

萬葉集は歌集と云ものゝ始なり歌は天地の初發に伊邪那岐伊邪那美妹背二柱の神の大地を成し給ふ時に天御柱を廻りて嘉言を唱ひ和しゝそ始なりける然有しより神世に盛にして遠く今時に傳はれりその間千五百萬秋に流れて趣異のこゝと無し然れとも世の盛衰の隨々歌のさまはた常に同じからず故古事記日本書紀などの古歌は高く秀たるさま雲懸る嶺を振放瞻るか如く可畏く氣遠き勢ありて凡ろかには望み明らむへきに非ず其に次て此集なるをいはゞ自然なる荒山の狀して踏分みむこと猶難きに過たりさて古今集より以來の歌等は漸々に平道に出たるか如く其隈々もよく明りてなむ見えける又其よりも彌末になりては造れる嶋山の如く巧に何怜くは見えつゝ中々に際限れるほとも顯らはなりさて今京になりても桓武平城の御代にはいまた古風の失果すして尙丈高く雄々しかりしを嵯峨天皇の御代に甚く漢學

萬葉集新考

を好まして世間うつりにけらし淳和の御代よりは萬事に古に變りて歌の體も一向に柔和らき美麗しく化もて行つゝ仁明天皇御四十賀の壽歌を奈良法師の作て獻れる少しく古風なるをすら朝廷にて大く賞歎られけるよし續後紀に記されたりき如是れば古今集の頃など惣て今様に化はてゝ古に疎かりけむこと知られたり然るに今世に至りて己等負けなくも古を窺ふことを得たるは契沖阿闍梨よりこなた有功しき人等世に出られつゝ勤勞かれたる恩頼に依さること無しされば次々に明りゆくといへともなほ隈々には及はぬ光もあなるを今此時に楚原かり放けすは彼主等の荒山踏通られし道は明著からしと思へは醜の燒鎌振ひ起して尙其跡を尋るになむありける

此集の成れるよし

此集は中納言大伴家持卿の家に躬つから集め置れたるものと見ゆ然るに昔より是を勅撰なりと云て其時代並ひに撰者のさた彼是と論つゝ定まると无りしを契沖阿闍梨の代匠記になむ明亮には辨められたりける其説云此集ハ古來勅撰トハ定メテ何レノ帝ノ勅誰人ノ撰ト云ニ付テ異義マチノナ

リ爰ニ拾芥抄云京極中納言入道抄云萬葉集時代事近代歌
仙等多雖有喧嘩相論事等粗伺集之所載自第十七卷
似注付當時出來歌事體見集第十七自天平二年至于
廿年第十八自天平廿年三月廿三日至于同勝寶二年正月
二日今云考フル集ノ二日ノ後自第十九自同年三月一日至同五
年正月廿五日今云考フル是月廿五日也疑ハ傳寫ノ誤凡和漢書籍多以所注載爲
其時代書何拋本集之所見徒勸他集之序詞哉頗似無
其謂撰者又無慥說世繼物語云萬葉集高野御時諸兄大臣
奉之云々但伴集橘大臣薨之後多書之似家持卿之所注
尤以不審以上定家卿ノ義ナリ大臣ハ勝寶九載正月六日ニ薨
シ給ヒケレハ第二十卷ニ同三月四日ニ大原真人今城ノ宅ニ
テ家持ノヨマレタル足引ノ八尾ノ椿ツキ云歌ヨリ卷ノ終ニ至
ルマテノ哥ノ事ナリ今此定家卿ノ抄ヲ見テ是ニ心著テ普ク
集中ヲ考ヘ見ルニ勅撰ニモアラス撰者ハ諸兄公ニモアラス
シテ家持卿私ノ家ニ若年ヨリ見聞ニ隨テ記シオカレタルヲ
十六卷マテハ天平十六年十七年ノ比マテニ廿七八歳ノ内ニ
テ撰ヒ定メ十七卷ノ天平十六年四月五日ノ哥マテハ遺タル
ヲ拾ヒ十八年正月ノ哥ヨリ第二十ノ終マテハ日記ノ如ク部

ヲタテス次第二集メテ寶字三年ニ一部ト成サレタルナリ今
見及フ所ヲ出シテ其山ヲ證スヘシ第二云大伴宿禰娉巨勢
郎女イフツ時歌一首此大伴宿禰ハ官本ニ依ニ大納言安麻呂卿ナ
リ凡ソ集中ノ例大納言以上ニハ名ヲカ、サレハ第四ニ同シ
人ヲ大納言兼大將軍大伴卿ト書テ名ヲカ、ヌハ理ナリ今ハ
微官ノ時ノ哥ナルヲ名ヲカ、ヌハ私ノ家ニ祖父ヲ貴ヒテナ
リ勅撰ナラハ假令家持此ヲ奉ハルトモ名ヲ記サ、ル事ヲ
得シ第三云暮春之月幸ニ芳野離宮之時中納言大伴卿奉勅
作歌一首并短歌是ハ大納言旅人卿イマタ中納言ノ時モ名ヲ
カ、サルハ父ヲ尊ヒテナリ同卷ニ中納言安倍廣庭卿歌トカ
ケルニ合セテ意得ヘシ石上大夫歌一首哥後注云古今案石
上朝臣乙麻呂任越前國守タカシ蓋此大夫歟弟麻呂ハ勝寶二年マ
テ存命ナリケレハ勅撰ナラハカクノ如ク不審アルヘカラス
同卷云天平十一年巳卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾コトメ作歌
此ツキ弟書持和等十三首他人ノ筆ニアラス十六年甲申春
二月安積皇子薨之時トキ内舍人大伴宿禰家持作歌六首此哥ヲヨ
マレタル日ノ注モ他人ノ筆ニアラス家持ノ内舍人ト成ラレ
タルハ天平十二年ヨリナリ第六ニ見エタリ令ニ内舍人ハ廿

一歳以上ニテ任スト見エタレハ十六年ニハ家持廿六七歳ナルヘシ十七年ノ哥ハ集中ニ一首モ見エサレハ第十六マテハ十七年ニ撰セラレタルカトオホシキナリ同卷云悲傷死妻高橋朝臣作歌哥後注云右三首七月廿日高橋朝臣作歌也名字未審但云ニ奉膳之男子ニ焉是ハ上ヲ承テ天平十六年七月廿日ナリ若聖武天皇ノ勅撰ナラバ當時ノ臣下名字レ未審ト云コトアラムヤ第四云右郎女者佐保大納言卿之女也云々はハ當時現存ノ人ナレトモ家持ノ姑ナル故ニ坂上郎女ト云コトヲカク委注スルナリ假令家持ノ奉ハラレタリトモ私ナラスハカクハ注スルコトヲ得ラレシ同卷云天皇賜海上女王御歌一首哥後注云右今案此擬古之作也但以往當レ便賜ニ斯歌一歌是ハ聖武ノ勅撰ニアラス私ニ集ムル證ナリ同卷云天皇思酒人女王御製歌一首又云八代女王獻天皇歌一首獻天皇歌一首獻天皇歌二首此等孝謙天皇ノ勅撰ナラス當時ヲ私ニ記スル證ナリ夏葛之不絶使乃不通有者云々此哥左注云右坂上郎女者云々戀々而相有物乎月四有者云々此注云右大伴坂上郎女之母云々委彼卷ニ至テ見ルヘシ此等ノ注勅撰ニアラス家持ノ親族ノ故ニ私ニ委注セラルハナリ更

ニ他人ノ筆トハ見エス大伴坂上郎女從跡見庄贈賜留宅女子大嬢歌一首并短歌哥後注云右歌報賜大嬢歌也又云大伴坂上郎女從竹田庄贈賜女子大嬢歌二首賜ノ字ハ說文ニ徐曰上予下曰賜下獻上曰貢サレハ此字ハ私ノ家ニハ尊フ人ニ用ケレトモ勅撰ナラハ君ノ臣下ニ物ヲ給ハルニアラスハ用マシキ字ナルヲ今カク書タルニテ私撰ナルコトヲ知ヘシ下ニモ此字ヲ用タルヲハ此ニ准ヘテ知ヘシ第五モ哥ノ意ヲ顯ハス序詞書ナトノホカ詩文ヲ交ヘ載タルハ勅撰ノ體ニ非ス第六云天皇賜酒節彼使卿等御歌一首并短歌是聖武帝ノ御代ニ撰テ孝謙帝ノ勅ニアラヌ證ナリ哥後注云右御歌者或云太上天皇御製也此太上天皇ハ元正天皇ナリ此注私撰ノ證ナリ天平六年甲戌春三月幸千難波宮之時歌六首第一哥後注云右一首作者未詳此注聖武天皇ノ勅撰ニアラヌ證ナリ若後ニ至テ作者ヲ失ヒタラハ其由ヲ注ストモ未詳トハ云ヘカラス天平八年冬十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌一首哥後注中云或云此歌一首太上天皇御歌但天皇皇后御歌各有二一首者其歌遺落未得探求焉此注兩帝ノ勅撰ニアラス諸兄公奉ハリテ撰ヒ給ハヌ堅キ證

ナリ天平十年秋八月二十日宴_ニ右大臣橋家_ニ歌四首此端作右大臣ヲ敬_マヘル詞ナレハ勅撰ニ非ス諸兄公撰者ナラヌ證ナリ第三首ノ注云右一首右大臣傳_{ヘテ}云故豐島采女_ノ歌此注諸兄公撰者ニ非スシテ家持ノ撰セラレタル證ナリ又諸兄ハ天平十年正月ニ右大臣トナリ十五年五月ニ左大臣ト成_{ナリ}タマヒタルニ今右大臣ト云ヒ故豐島采女ト云ハ此宴ニ在シ豐島采女死シテ後天平十五年マテニ諸兄公ノ家持ニ語リ給ヘルヲ記サレタルナリ諸兄公ノ家持ニウルハシカリケル事ハ此ヨリ後往々ニ見エタリ第四首注云右一首右大弁高橋安麻呂卿語云豐島采女之作也云々はモ安麻呂其宴ノ衆ニシテ有ツル事ヲ後ニ家持ニ語ラレケル故初ニ四首ト云ヒテ一處ニオカル、ナリ十一年巳卯天皇遊_ニ橿高圓野_ニ之時云々は亦當時ヲ記シテ孝謙天皇ノ勅撰ニアラヌ證ナリ十二年庚辰天皇御製歌一首上ニ准_スラヘテ知ヘシ丹比屋主真人_ノ歌一首後注云右案此歌者不_レ有_ニ此行宮_ニ之作乎所_ニ以然言_ニ之勅_ニ大夫從_ニ河口_ニ行宮還_ニ京_ニ勿_レ令_ニ從_ニ駕_ニ焉何有_ニ詠_ニ思_ニ湍_ニ崎_ニ作歌_ニ哉家持此度御供ニテ前後ノ哥日記ノ如クナルニ其時承_{ハラ}レタル口勅ヲカク記サレタルハ誰カ此集ヲ家持ノ撰ニアラスト云事

ヲ得ムヤ悲_ニ寧樂_ニ京_ニ故鄉_ニ作歌一首并短歌次云々卷終云右二十一一首田邊福麻呂之歌集中出也福麻呂ハ第十八ニ家持越中守タリシ時左大臣橋家ノ使トシテ天平廿一年三月ニ越中ヘ下リシ人ナリ然ルヲ今カク記サレタルハ集中ニ見聞スル所ヲ委記シテ後ノ疑ナカラム事ヲ兼テ思ヒ計ラハレタレハ福麻呂ノ集メラレタル當時ノ集ナレトモ引テ證トスルナリ第七云大海爾荒莫吹云々はヨリ下七首ノ後ニ注シテ云右七首者藤原卿作未_レ審_ニ年月_ニ是ハ藤原北卿ナルヲ北ノ字ヲ落セルカ彼處ニ委注スルカ如シ北卿ハ房前ニテ天平九年マテ現存ナリケレハ勅撰ナラハ年月モ知ラルヘキニヤ第八卷云天皇御製歌二首又云遠江守櫻井王奉_ニ天皇_ニ歌一首天皇賜報和御歌一首此等上ニ云如ク當時記セル詞ニテ孝謙天皇ノ勅撰ニアラサル證ナリ秋雜歌右大臣橋家宴歌七首次同奈良麻呂結_ニ集宴_ニ歌後注云以前冬十月十七日集_ニ於右大臣橋卿之舊宅_ニ宴飲也此等勅撰ニアラス諸兄公撰者ナラヌ證ナリ冬雜歌太上天皇御製歌一首天皇御製歌一首哥後注云右聞之御コ在左大臣長屋王佐保宅_ニ肆宴_ニ御製是私撰ニシテ勅ヲ奉_{ハラ}ヌ詞ナリ御_ニ在西池邊肆宴_ニ歌一首注云右一首作者未_レ詳但

堅子阿部朝臣蟲麻呂傳誦之是又私撰詞ナリ藤原皇后奉ニ天皇御歌一首上ニ云如ク孝謙天皇ノ勅撰ニ非ル證ナリ第九云思娘^ニ作歌一首并短歌後注云右三首田邊福麻呂之歌集出又云過足柄坂見死人作歌一首是ヨリ七首ニテ注シテ云右七首田邊福麻呂之歌集出是第六ノ福麻呂之歌集中出也ト云ヲ注セルカ如シ第十二於能禮故所罵而居者云々注云右一首平群文屋朝臣益人傳云昔聞云々は勅撰ノ詞ニ非ス第十四卷終云以前歌詞未^レ得^レ勘知國在山川之名也今按勅撰ナラハ其時ハ此中ニ猶勘^レ知ル處アルヘキニヤ第十五云天平八年丙子夏六月云々次云中臣朝臣宅守云々聖武紀ヲ考ルニ天平十二年六月ニ大赦アリテ穗積朝臣老等ハ召返サレケレトモ石上乙麻呂中臣宅守等ハ不^レ在^ニ赦限ト見エタリ宅守ノ配處ハ越前ニテ近流ナルニ大赦ニ漏ラレケルハ天平十一年ナトニ流サレテ餘リ程モ無ケレハ赦シ給ハサリケルニヤ右ノ天平八年丙子ト云ニ次テ其年某月日トモ云ハテ載タルモ當事ノ事ナレハナルヘシ然ラハ孝謙天皇ノ勅ニアラサル證ナルヘシ第十六云安積香山影副所見山井之云々注云右歌傳云葛城王遣^ニ陸奥國之時國司祇承緩怠異甚云々葛城王ハ

橘諸兄公ノ初ノ名ナリ彼大臣此集ノ撰者ニアラサル證據ナリ第十七ハ初天平二年十一月ノ哥ヨリ十六年四月五日マテノ哥ハ第十六卷マテヲ撰テ後遺タルヲ拾ヘル歟其故ハ第三ニ天平十六年ノ挽哥ヲ載セ第四ニモ往々ニ年月ヲ注セル相聞アリ第六ニ養老七年ヨリ天平十六年マテ專年ニ繫ヘキ雜哥ヲ載セ第八ニモ天平十五年マテ往々ニ四季ニ繫ヘキ哥ヲ載セタリサテ十七年ノ哥ハナクテ十八年正月ヨリノ哥ハ第二十ノ終寶字三年正月一日ノ哥マテ次第二日記ノ如クナレハナリ遺レルヲ拾フ中二十年七月七日之夜云々哥後注云右一首大伴宿禰家持勅撰ナラハ夜ノ題ノ字ノ下ニ注ノ姓名ヲハ書ヘキナリ追^ニ和太宰之時梅花新歌六首後注云右天平十二年十一月九日大伴宿禰家持作此ハ第五卷ニ帥大伴卿宅ニテ各梅花ヲヨメルヲ和セラルハ勅撰ナラハ題ノヤウ今少シ替ルヘキニヤ山部宿禰赤人詠^ニ春鶯歌一首後注云右年月所處未^レ得^ニ詳審但隨^ニ聞之時記載於茲是^レ家持ノ私撰ノ詞ナリ天平十八年正月云々藤原豐成朝臣云々右件王卿等應^レ詔作家依^レ之奏之登時不^レ記其歌漏失云々は家持ノ私撰ノ證ナリ勅撰ナラハ諸王卿ノ哥御許ニハ失サルヘキ故

ニ出サセ給フヘシ又各私ニモ記シオカルヘシ朝元カ事
 家持ノマノアタリ知ラレタル事ナル故ニ記サレタリ大伴宿
 禰家持以天平十八年閏七月云々更贈越中國歌二首云々此
 ヨリ第十九玉梓之道爾出立往吾者云々此ニ至ルマテハ皆越
 中ニテノ作或ハ見聞ノ哥ナリ是皆家持私撰ノ證ナリ野應云集
中ニ旅人
 卿の哥は帥なりし時のも又其外も數ふるに遠あらずこは撰者の父にて親く見聞るゝま
 ヲに遇あ探られたるなり又其外にも家持卿の親族なる大伴氏の人々の哥いとく多
 くして内々の小事にいたるまで無漏とられしも准へて察ふべくまして家持自の
 哥はさらなりさて旅人卿帥なりし時の哥も家持卿越中守なりし時の哥とももの殊に多かる
 は任國の間の情やりに多
 くよみ出られしなるへし 集中此ニ依テ委ハ出サス見ル人味テ知
 ヘシ其中ニ第十七ニ大伴池主カ家持ノ哥ヲ和スル詞書ニ敬
 ノ字ヲオキ第十九云爲ミ家婦贈ニ在京尊母所詠作歌大伴氏
 坂上郎女從ニ京師來ミ賜女子大嬢ニ歌此等私ノ家ノ詞ニテ勅
 撰ニ非ル證ナリ又云右一首歌者幸ニ於吉野宮之時藤原皇后
 御作但年月未審詳十月五日河邊朝臣東人傳誦云爾春日祭
 神之日藤原太后御作歌一首等云々後注云右件歌者傳誦之人
 越中大目高安倉人種麻呂是也但年月次者隨聞之時戴ニ於
 茲ニ焉此右件歌云々八首アル中ニ前五首ハ藤原朝臣清河ヲ
 遣唐使トセラル、時ノ哥ニテ當時ノ事ナルヲカク注セラレ

タルハ兩帝勅撰ニアラスシテ家持ノ私撰ナル證ナリ又家持
 ト池主トノ贈答ノ書或ハ序ヲ具シタル詩ナトモ交ヘ載ラレ
 タルハ勅撰ノ體ニアラス又第十七ノ末勝寶元年十一月十二
 日ニ大伴池主ヨリ家持ヘ贈ラル、書并戲歌ヨリ第二十ノ終
 ニ至ルマテノ哥アル事ハ聖武天皇ノ勅撰ニ非ル證ナリ第十
 九云十月二十二日於ニ左大辨紀飯麻呂朝臣家宴歌三首初二
 首注云右一首治部卿船王傳誦之久邇京都時歌未詳作主
 也右一首左中辨中臣朝臣清麻呂傳誦古京時歌也是ヲ初トシ
 テ家持歸京ノ後ノ哥モ皆家持ノ注ニテ悉私撰ノ證ナレハ更
 ニ煩ラハシク出スヘカラスト云ヘトモ初心ノ童蒙ノタメニ
 略シテ要ナルヲ舉クヘシ壬申年之亂平定以後歌二首注云右
 件二首天平勝寶四年二月二日聞之即載ニ於茲也閏三月於衛
 門督云々注云右件歌傳誦云々は家持ノ詞ナリ勅ニ從四位上
 高麗朝臣福信云々後注云發遣勅使并賜酒樂宴之日月
 未得詳審也當帝ノ御歌ヲカク注セルハ私撰ニアラスハ
 如何トカ云ハム十一月八日在ニ於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四
 首此中ニ左大臣ノ哥ニ注シテ云右一首左大臣橘卿是左大臣
 ナ貴ヒテ書タレハ勅撰ナラス左大臣撰者ニアラス證ナリ左

大臣カヘナツ換イ尾ニ云イ伊ニ伎ニ能ニ乎ニ爾ニ須ニ流ニ然ニ猶ニ喻ニ曰ニ如ニ前ニ誦ニ之ニ也ニ是ニハ
林ニ王ニ宅ニニテ奈ニ良ニ麻ニ呂ニ朝ニ臣ニノ但馬ニ案ニ察ニ使ニニ赴ムカルニニ餞セ
ラレケル時ニ家ニ持ニノ哥ノ落句ニ息ニ緒ニ思ニフトアルニチニイニキニノヲ
ニスルトニ改ニラレハ然ルヘキカトニ左ニ大ニ臣ニノ宣ヘルニナリ是ニ家ニ持ニ
ノ私撰ニノ詞ナリ然ルヲ仙覺ニ是ニヲ以テ左大ニ臣ニ當ニ集ニノ撰者ニニテ
家ニ持ニモ相加ニハラレタル證ニトス是ニハ別時ニノ宴席ニノ事ニテ此ニ集
ニ預ルニ事ニハアラスサレト左大ニ臣ニノ撰者ニナラヌ證トハナル
ナリ十ニ一ニ日ニ大ニ雪ニ落ニ積ニ尺ニ有ニ二ニ寸ニ因ニ述ニ拙ニ懷ニ歌ニ三ニ首ニ終ニ云ニ但ニ此ニ卷ニ
中ニ不レ傳ニ作ニ者ニ名ニ字ニ徒ニ錄ニ年ニ月ニ所ニ處ニ緣ニ起ニ者ニ皆ニ大ニ伴ニ宿ニ彌ニ家ニ持ニ
裁ニ作ニ歌ニ詞ニ也ニ是ニ家ニ持ニノ私ニ集メラレタル證ニナリ此ニ卷ニヲ以テ他
卷ニ皆ニ效ニテ知ヘシ第ニ二ニ十ニ二ニモ今ト同シク家ニ持ニノ哥ニ拙懷ニト書
ルニ事ニ兩ニ處ニアリ家持ニノ哥ニモ此ニ謙ニ退ニノ詞アリ知ルヘシ他人
ノ撰ニアラスト云コトヲ第二ニ十ニ云右天ニ平ニ勝ニ寶ニ五ニ年ニ五ニ月ニ在ニ
於ニ大ニ納ニ言ニ藤ニ原ニ朝ニ臣ニ之ニ家ニ時ニ依ニ奏ニレ事而ニ請ニ問ニ之ニ間ニ少ニ主ニ鈴ニ山ニ田ニ
史ニ在ニ麻ニ呂ニ語ニ少ニ納ニ言ニ大ニ伴ニ宿ニ彌ニ家ニ持ニ曰ニ昔ニ聞ニ此ニ言ニ即ニ誦ニ此ニ歌ニ
也ニ是ニ家ニ持ニノ詞ナリ同ニ月ニ二ニ十ニ五ニ日ニ左ニ大ニ臣ニ橘ニ卿ニ云々哥ニ後ニ注ニ云右
一ニ首ニ少ニ納ニ言ニ大ニ伴ニ宿ニ彌ニ家ニ持ニ云々初ニノ端作ニハ諸兄ニ公ニノ撰ニ非ル
證ニナリ注ニハ家持ニノ撰セラレタル證ニナリ天ニ平ニ勝ニ寶ニ七ニ歲ニ乙ニ未ニ相

替カヘ遣ニ筑ニ紫ニ諸ニ國ニ防ニ人ニ等ニ歌ニ防ニ人ニハ兵部ニ省ニモ此事ニ預ニルニ官ニナル
ニ家持ニ此ニ時ニ兵ニ部ニ少ニ輔ニニテ難ニ波ニ下ニリテ沙ニ汰ニセラレケルニ故ニ
此ニ度ニノ防人ノ哥ヲ悉ニ得ニテ拙劣ニナルヲ捨テ撰ヒ取テ載ニラレタ
ルニモ家持ニノ撰ハレタルニ證ニナリ右ニ八ニ首ニ昔ニ年ニ防ニ人ニ歌ニ矣ニ主ニ典ニ刑
部ニ少ニ錄ニ正ニ七ニ位ニ上ニ幣ニ余ニ伊ニ美ニ吉ニ諸ニ君ニ抄ニ寫ニ贈ニ兵ニ部ニ少ニ輔ニ大ニ伴ニ宿ニ彌ニ
家ニ持ニ是ニ自ニ注ニノ詞ニテ勅ニ撰ニ非ニルニ證ニナリ右ニ件ニ四ニ首ニ上ニ總ニ國ニ大
椽ニ正ニ六ニ位ニ上ニ大ニ原ニ眞ニ人ニ今ニ城ニ傳ニ誦ニ云レ爾ニ是ニ家ニ持ニノ私ノ詞ナリ同
月ニ十ニ一ニ日ニ左ニ大ニ臣ニ橘ニ卿ニ云々是ニ左ニ大ニ臣ニ撰ニ者ニニ非ルニ詞ニナリ天ニ平ニ元
年ニ班ニ田ニ之ニ時ニ使ニ葛ニ城ニ王ニ云々後ニ注ニ云右二ニ首ニ左ニ大ニ臣ニ讀ニ之ニ云爾大ニ左
臣ニ是ニハ葛城ニ王ニ得ニ賜ニ三ニ歲ニ禮ニ也ニ是ニ左ニ大ニ臣ニ撰ニ者ニニアラスシテ家ニ持ニノ私撰ニノ詞ナル
證ニナリ勝ニ寶ニ八ニ歲ニ三ニ月ニ七ニ日ニ云々後ニ注ニ云右一ニ首ニ式ニ部ニ少ニ丞ニ大ニ伴ニ宿
彌ニ池ニ主ニ續ニ之ニ即ニ云云是ニ家ニ持ニノ詞ナリ保ニ利ニ江ニ已ニ具ニ伊ニ豆ニ手ニ乃ニ船
乃ニ等ニ云々右ニ三ニ首ニ江ニ邊ニ作ニ之ニ第ニ十ニ九ニノ終注ニニ准ラフルニ家持ニ
私ニ撰ニナルニ故ニニカクミツカラノ哥ハ名ニヲモカニテオカルノ事
アリ喻族ニ歌ニ一ニ首ニ并ニ短ニ歌ニ左ニ注ニ云右緣ニ淡ニ海ニ眞ニ人ニ三ニ船ニ讒ニ言ニ云
々勅撰ニナラハカヤウニハ書ルヘカラス右ニ一ニ首ニ兵ニ部ニ少ニ輔ニ大ニ伴ニ宿ニ彌ニ
家ニ持ニ後ニ日ニ追ニ和ニ出ニ雲ニ守ニ山ニ背ニ王ニ歌ニ作ニ之ニ又ニ云右件ニ四ニ首ニ傳ニ讀
兵ニ部ニ大ニ丞ニ大ニ原ニ今ニ城ニ又ニ云右一ニ首ニ云々主ニ人ニ大ニ原ニ今ニ城ニ傳ニ讀ニ云レ爾

此等皆家持ノ詞ナリ又此大原今城宴ハ勝寶九載三月四日ナリ今年八月改元アリテ寶字元年ト成レリ橘左大臣ハ今年正月六日ニ薨シ給ヒタレハ此三月四日哥ヨリ卷ノ終ニ至ルマテノ哥アル事ハ左大臣撰者ナラヌ證ナリ二年春正月三日召侍從堅子王臣等云々細注云未レ得レ諸人之賦詩并作歌ニ也
是家持ノ私撰ノ詞ナリ勅撰ナラハ何ソ此詞アラムヤ右一首爲ニ七日侍宴右中弁大伴宿禰家持豫作此歌但云々は家持ノ私ノ詞ナリ勅撰ノ詞ニアラス此外能心ヲ著ハ猶イクラモアルヘシ然レハ何トナキ注マテモ皆家持ノ詞ナリ凡家持ノ哥ハ年月所處等ヲ記サレタルコト集中ニ互テ他人ヨリモ委シ哥數モマタ他人ノ類ニ非ス能々首尾ヲ見合セハ迷ヘル心風度ヲ雲消エ疑ヘル思春到テ凍解ヘシ云々以上代と説れたるなむ古にも今にも又比類なき考證には有ける如斯れば是にて論盡たるか如し然るに賀茂大人の萬葉考云此集は高野の御時孝謙天皇の天平勝實の時をいふへし橘諸兄大臣撰給へりと世繼物語に見ゆされと其よりも以前聖武天皇の御代ならむと思はるゝ事ありたゞ諸兄公の撰とは古より言傳へしにて實にさりけらしさて古今集序に萬葉集に入らぬ古哥を採られたるよし見ゆ

れと既に萬葉の哥惣ては十二首あり其か中に大御所の三首はうたひものゝうへより取られたるへければ然ても有へし

墨減二首を除てもなほ七首あるはいかにと云に

野鷹云當時古今集の撰者等萬葉を勸撰見らるはかり古をばたとられさりしかは四千五百首の中より七首ばかりを誤り暇れむこと何かは異しむに足らむそは此集より探らししにあらて外より物をせられむ

今世に傳はれる萬葉集は當時隨の物にはあらし正しくは、一卷二、卷十三、卷十一、卷十二、卷十四、卷と次第を改めて是六卷こそ萬葉集なるへき然云よしは此一二卷は古き大宮風にして時代も哥主も著きをあけ十三には同じ宮風ながら時代作者しられぬ長哥をあけ十一、十二には同じ宮風にして代も主も知られぬ短歌を挙げ十四には古き東歌を舉て卷を結たるなるへし漢國の古哥は國風を始と爲たり此方には宮風を前にて國風を末とせしものと見ゆ

上代の事からことを對へ云は置らねと藤原奈良宮に至て是を案められし頃にはかゝることを好める世なれば云なり

かくて今の五卷は山上憶良大夫の哥集ならむ七と十の卷は歌もいさゝか古く集め體も他と異て此二卷は姿等しければ誰そ一人の集めなり十五卷は新羅へ遣はされし御使の哥等と中臣朝臣宅守の茅上娘とと贈和